

議会議案第 13 号

「平和安全法制」の慎重かつ適正な運用を求める意見書の提出について

「平和安全法制」の慎重かつ適正な運用を求める意見書を関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

平成27年9月29日提出

提出者 飯田市議会議員

中島武津雄

竹村 圭史

木下 徳康

熊谷 泰人

湯澤 啓次

山崎 昌伸

湊 猛

新井信一郎

清水 勇

吉川 秋利

永井 一英

村松まり子

林 幸次

井坪 隆

(別紙)

「平和安全法制」の慎重かつ適正な運用を求める意見書(案)

日本は戦後、憲法の持つ平和理念を堅持し、侵略戦争を二度と起こさないという決意のもと、先人たちの決断により自衛隊を創設し、日米安全保障条約を締結し抑止力を保ってきました。また、世界の平和のための外交努力と経済支援などを重ねてきました。

しかしながら、戦後 70 年の時を経て我が国を取り巻く安全保障環境は大きく様変わりしており、今日までの安全保障への考え方や対応では、我が国の安全を守るための手立てを構築・維持していくことが難しくなっています。我が国としても国際社会の一員として世界平和に貢献していかなければならないことは当然であり、独立国家としてこうしたことを改めて問い直す必要性に迫られています。

国会は「平和安全法制」を我が国の安全保障にとって大変大きな意味を持つものであり戦争を未然に防ぎ、万一の場合にも我が国と国民の生命や幸福を守るためにも、紛争の拡大を抑止する必要な法律であると同時に、世界の平和に貢献する法律であると判断し可決しました。しかしながら、成立の過程においては、衆・参両院合わせて 200 時間を超える審議が行なわれたにもかかわらず、争点が違った方向性での噛み合わない議論に集中してしまい、国会の審議においては、多くの慎重審議を求める声があるなか採決に至りました。我が国や世界の平和を願う気持ちは日本国民共通のものでありながら、法律に対する国民の理解が十分に深まっていないことは大変遺憾であります。

そこで政府においては、成立した「平和安全法制」について国民の理解をさらに深めるための真摯な努力と説明を続けていくことはもとより、慎重かつ適正な運用に努めるよう、下記事項の履行について強く要望するものです。

記

- 1 「平和安全法制」について、国民の理解を深めるよう誠意を持って取り組むこと。
- 2 「平和安全法制」の運用に当たっては、日本の安全保障環境維持への万全な取組ができるよう最大限の努力をすること。
- 3 国連憲章を遵守し、国際連合、国際機関をはじめあらゆる国際社会と連携し、世界平和と我が国の平和のために不断の外交に努め、諸外国との良好な関係を築くこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 29 日提出

長野県飯田市議会議長 木下 克志

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣